

信頼される教職員を目指す校内ルール

倉敷市立倉敷支援学校

信頼される教職員、信頼される学校であるための心構え（六つの行動指針）

- 法令を遵守し、教育公務員としての自覚をもち、服務規律の徹底に努める。
- 勤務時間外であっても、自らの行動が教育全体の信頼に影響を与えることを常に意識して行動する。
- 気持ちのよいあいさつを進んでする。
- 自分の言動に責任をもち、資質・能力の向上に努める。
- 障がい特性を理解し、児童生徒一人一人に応じた温かな対応をする。
- 互いの人権を尊重し合い、明るく風通しのよい職場づくりに努める。



◎事故を未然に防ぐために

【交通安全、飲酒・酒気帯び運転】

- ①時間に余裕をもって出勤する。体調等を考え、無理な運転は控える。
- ②飲酒場所へは車や自転車で行かない。安全な帰宅方法を事前に確認し確実に実行する。
周りの職員も把握し、飲酒運転が絶対無いようにする。
- ③交通法規を守り、事故を起こさないようにする。運転中の携帯電話の使用禁止、安全な車間距離の確保、
(あおり運転⇒×)、交差点での安全確保…等

【わいせつ、セクハラ、パワハラ】

- ④全体の奉仕者であることを自覚するとともに、常に自制心をもって行動し、非違行為はしない。
- ⑤飲酒中も飲酒後も、特に言動には注意をする。特に児童生徒、学校の内容等…。
- ⑥性に関する言動に対する受け止め方には、個人間や男女間に差がある。この程度のことは相手も許容する
だろうという身勝手な臆測による言動はしない。
- ⑦児童生徒に対し不必要な身体接触をしない。また、セクハラ、パワハラにあたるような不穏当な言動を見
聞きしたり、受けたりした場合は、管理職に報告・相談をする。
- ⑧児童生徒等と SNS のやりとりやアドレスの交換はしない。

【個人情報流出及び守秘義務】

- ⑨基本的に個人情報は校外に持ち出さない。やむを得ず持ち出す場合には、必ず管理職の許可を得る。
- ⑩電子データをやむを得ず持ち出す場合は、倉敷市教育委員会から配付されているセキュリティ機能付きの
USB メモリのみを使用する。その際「USB メモリ持ち出し簿」に記入し、管理職に連絡する。
被害に遭わないためにも寄り道はしない。個人情報の確認は複数で行う。
- ⑪校外で業務に利用するパソコンは、ウイルス対策ソフトが入っていること、ファイル交換ソフトがインス
トールされていないことを確認する。
- ⑫机上を整理し、個人情報に関するものを放置しない。
- ⑬個人所有のデジタルカメラやビデオカメラで、児童生徒を撮影することは禁止する。
- ⑭校外において、児童生徒の個人情報に関する話はしない。また校内の情報（含：内規等）も同様であり、
家族や友人等の親しい間柄でも、学校教育公務員として守秘義務を遵守する。情報漏洩になる。

【児童生徒への指導・支援、保護者への対応】

- ⑮児童生徒への指導・支援、保護者への対応にあたっては、教職員の共通理解のもと組織的に行う。
- ⑯教育相談や生徒指導面で児童生徒と面談をする場合は、密室にならないような工夫をして、必ず複数で行い、事前・事後に管理職や生徒指導主事等への連絡・報告を行う。また、校外でなく校内で行うこと。生徒指導においても人権を尊重して丁寧に行う。
- ⑰管理職以外は、携帯電話・スマートフォンを原則教室に持ち込まない。
- ⑱保護者への連絡は、必ず学校電話や学校携帯電話を使用する。個人の電話番号やメールアドレスを保護者に公表しない。また、携帯電話で児童生徒と個人的に連絡を取ることを禁止するとともに、児童生徒と携帯番号やメールアドレス、SNSのID等を交換することも禁止する。保護者とも同様である。
- ⑲保護者との対応（話し合い）をする場合は、必ず複数で対応する。要求されても安易な約束はしない。慎重に検討すべきことは、後日検討して対応（回答）する。また保護者とは節度ある距離感を保つこと。
- ⑳自分が体罰に当たる行為を行ったかもしれないと思ったときは、直ちに管理職に報告・連絡・相談をすること。また、同僚の指導が行き過ぎていると感じた場合も、同様とする。
- ㉑体調不良やけが等で、教職員が児童生徒を自家用車で送迎することは禁止する。対応に困る場合は管理職に連絡・相談するなどして指示を仰ぐこと。
- ㉒やむを得ず休日に出勤する場合は、事前に管理職に連絡し、帳簿に記入すること。

【学校徴収金の適正管理】

- ㉓集金したら速やかに執行する。やむを得ない場合は、事務室金庫か鍵の掛かるロッカー等に保管する。現金を机の中に置かない。
- ㉔学校徴収金で物品を購入する際には、教職員個人のポイントカードは使用不可。
- ㉕検閲（チェック）は、複数で実施。

◎事故が起こったら

- 1 速やかに各部教頭に詳細を報告し、初期対応を行う。交通事故⇒警察の現場検証必須。
- 2 校長は、市教委に連絡する。マスコミ対応は、窓口を一本化し、副校長が行う。
- 3 児童生徒の心のケアを行うとともに、保護者説明会を実施する。

※ 本校校内ルールをチェックリストとし、各部ごとに月1回チェックする。

制 定 平成28年10月
一部改訂 平成30年 6月
一部増補 令和 3年 4月
一部増補 令和 5年12月